



栃木県公報

平成24年
7月10日(火)
第2392号

目 次

告 示

○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定に係る変更..... 561

公 告

○疑似患畜の届出..... 562

○公共測量の実施..... 562

○同..... 562

○同..... 562

○同..... 563

○同..... 563

○同..... 563

○同..... 563

監 査 委 員

○監査の結果に基づく措置状況の公表..... 564

告 示

栃木県告示第399号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成24年 7月10日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開設者名	変更年月日	自立支援医療の 種 類	担当する医療の種類
那須赤十字病院 (大田原赤十字病院)	大田原市中田原1081-4 (大田原市住吉町2-7-3)	日本赤十字社 栃木県支部	平成24年7月1日	育成医療及び更生医療	脳神経外科、免疫及び心臓脈管外科に関する医療

※表中の（ ）内は変更前のもの

2 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開設者名	変更年月日	自立支援医療の 種 類
那須赤十字訪問看護ステーション (大田原赤十字訪問看護ステーション)	大田原市中田原1081-4 (大田原市住吉町2-7-3)	日本赤十字社 栃木県支部	平成24年7月1日	育成医療及び更生医療

※表中の（ ）内は変更前のもの

(障害福祉課)

公 告

○疑似患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が疑似患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成24年7月10日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病の種 類	家畜の種 類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転 帰
結核病	牛	疑似患畜	2頭	佐野市	平成24年6月28日	隔離中

(畜産振興課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、足利市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成24年7月10日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（街区基準点等のパラメーター補正）
- 2 作業地域
足利市
- 3 作業期間
平成24年6月20日から同年8月31日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、栃木市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成24年7月10日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
- 2 作業地域
栃木市
- 3 作業期間
平成24年6月20日から同年8月31日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、日光市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成24年7月10日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
 - 2 作業地域
日光市
 - 3 作業期間
平成24年6月29日から同年8月31日まで
-

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、真岡市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成24年7月10日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（街区基準点等の座標補正及び検証測量事務）
 - 2 作業地域
真岡市
 - 3 作業期間
平成24年6月22日から同年8月31日まで
-

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、矢板市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成24年7月10日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（街区基準点等の座標補正及び検証測量）
 - 2 作業地域
矢板市
 - 3 作業期間
平成24年7月1日から同年8月31日まで
-

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、壬生町長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成24年7月10日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（街区基準点等の座標補正及び検証測量業務）
 - 2 作業地域
壬生町
 - 3 作業期間
平成24年6月21日から同年8月31日まで
-

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、野木町長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成24年7月10日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（街区基準点等のパラメーター補正）
- 2 作業地域
野木町
- 3 作業期間
平成24年6月25日から同年8月31日まで

（監理課）

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事及び栃木県教育委員会教育長から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年7月10日

栃木県監査委員	岩	崎	信
同	花	塚	隆志
同	黒	本	敏夫
同	田	崎	昌芳

監査の結果の措置状況

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
衛生福祉大学校	平成23年10月21日	給与事務のうち、住居手当において、扶養親族ではない配偶者が借り受けた住宅に居住しているにもかかわらず、認定したことから、過支給となっているものが1件162,000円あった。	11月の給与例月報告時に住居手当登録の変更（平成23年5月に遡及して削除）を行い、同月支給の給与から相殺により162,000円返還させた。今後は、扶養親族認定における本人への確認を徹底するとともに、チェック体制を強化し、再発防止に努めます。
日光土木事務所	平成24年1月24日	財産・物品管理等事務のうち、職員公舎の管理状況において、使用者の自家用車所有台数の確認が不十分だったため、利用料の徴収不足となっているものが1件144,000円あった。	公舎の管理に当たっては、使用者に対し公舎利用上の遵守事項を徹底周知しました。利用料の徴収不足分については、速やかに追徴処理を行いました。今後は定期的に公舎利用状況を確認し、適正な事務執行に努めます。
真岡土木事務所	平成24年2月3日	委託事務のうち、快適な道づくり事業費（県単）に係る起業地管理業務委託（除草工）の設計積算において、当該委託は未供用の道路草刈り工を主たる業務	今後、同種業務委託の設計積算に当たっては、適正な工種の適用の徹底、検算チェックリストの拡充やチェック体制の改善などに取り組み、適正な設計積算

		としており、諸経費の積算に当たり、土木工事標準積算基準における「河川維持工事」の工種区分を適用すべきところ、「道路維持工事」を適用したため、設計額が過大となっているものが1件325千円あった。	に努めます。
栃木土木事務所	平成24年 2月10日	委託事務のうち、国庫補助街路事業費に係る工事損害調査業務委託の設計積算において、工損調査等業務費積算基準に定められた諸経費率を適用しなかったため、設計額が過大となっているものが1件955千円あった。	同種委託の設計積算に当たっては、積算基準に定められた諸経費率を適正に計上すべく、技術調整会議の中で周知徹底の強化を図るとともに、チェック体制を複数で行うなど適正な設計積算に努めます。
		工事事務のうち、道路保全事業費（県単）に係る橋梁補修工事（小山環状線）の設計積算において、工事費の縮減等のため設計変更を行っているが、共通仮設費率及び現場管理費の補正に当たり、市街地補正区分の適用誤りにより、設計額が過小となっているものが1件588千円あった。	同種工事の設計積算に当たっては、共通仮設費率及び現場管理費の補正を適正に計上すべく、現地状況の把握を十分行うとともに、チェック体制を複数で行う等適正な設計積算に努めます。
矢板土木事務所 （那珂川水系ダム管理事務所を含む。）	平成24年 1月27日	工事事務のうち、緊急地方道路整備事業費及び国庫補助河川整備事業費に係る橋梁上部工事（単純P C中空床版橋）の設計積算において、コンクリート主桁製作の際の緊張を行うケーブル本数を誤って計上したため、設計額が過大となっているものが1件4,735千円あった。	今後、同種工事の設計積算に当たっては、数量算定を適正に計上すべく、検算業務を複数で実施するとともに、チェック体制の改善などを図り、適正な設計積算に努めます。
大田原土木事務所	平成24年 1月17日	委託事務のうち、緊急地方道路整備事業費に係る用地調査等業務委託の設計積算において、路線測量（用地幅杭設置測量）、附帯工作物（住宅・農家）の調査及び算定、立竹木の調査及び算定にかかる直接人件費の積算に当たり、用地調査等業務積算基準及び標準歩掛に定める調査区分の適用を誤ったため、設計額が過小となっているものが1件147千円あった。	今後は、用地調査等業務積算基準及び標準歩掛に基づき適正な調査区分により設計積算を行うこととし、また、検算を徹底します。
		予算執行のうち、社会資本整備推進費に係るファクシミリ機器の賃貸借契約において、再リース契約については長期継続契約	契約事務に当たっては、関係法令規則等に従い適切な執行を図るとともに、複数の職員によるチェック体制の徹底を図り、再

		の対象にならないにもかかわらず会計年度を超えて契約を締結し、その全額を前金で支出しているものがあった。	発防止に努めます。
安足土木事務所	平成24年1月13日	委託事務のうち、緊急雇用創出事業費に係る河川環境調査業務委託の設計積算において、打合せ経費を計上しなかったため設計額が過小となっているものが1件147千円あった。	設計積算に当たっては、打合せ経費を適正に計上すべく、きめ細かな検算の実施、チェック体制の強化を図るなど再発防止に努めます。
		工事事務のうち、国庫補助急傾斜地崩壊対策事業費及び砂防施設づくり事業費（交付金・国庫補助）に係る擁壁工事（直接基礎重力式擁壁工、落石防護柵工）並びに国庫補助総合流域防災事業費（河川）に係る橋梁下部工事（護岸工、鋼管杭基礎逆T橋台、市道改良工他）の設計積算において、共通仮設費率及び現場管理費の補正に当たり、市街地補正区分の適用誤りにより、設計額が過小となっているものが3件1,890千円あった。	設計積算に当たっては、市街地補正区分等の積算を適正に計上すべく、設計積算の明確化、適用の徹底、チェック体制の改善など適正な設計積算に努めます。
下水道管理事務所	平成23年11月29日	委託事務のうち、流域下水道づくり事業費（交付金）に係る工事監理業務委託他3業務委託の設計積算において、県有施設の設計業務等積算基準（平成22年3月31日制定）等を適用し設計積算すべきところ、改正前の建築設計業務委託料算定要領等を適用し設計積算したため、設計額が過大となっているものが1件94千円、過小となっているものが3件215千円あった。	業務委託の設計積算に当たっては、情報入手に努め最新の設計積算基準に従い適正な執行を図るとともに、検算体制を強化し再発の防止に努めます。
公園事務所	平成23年12月20日	契約検収事務のうち、パソコンの賃貸借契約において、執行伺を作成していなかったこと、また、契約の相手方の見積書が添付されていなかったこと、加えて変更契約書には額の変更のみの記載であり、変更した内容が明記されていないことなど、契約の方法に不適切なものがあった。	契約事務にあたっては、関係法令規則等の習熟に努め、適正な執行に留意するとともに、複数職員によるチェック体制の徹底を図り、再発の防止に努めます。
河内教育事務所	平成24年2月7日	給与事務のうち、期末手当について、基準日以前6ヶ月の期間において、除算期間に含まれな	支給不足分については、速やかに追給処理を行いました。今後は、再発防止のため、研修会等

		い傷病休暇を除算したことから、支給不足となっているものが1件238,317円あった。	を通じて小中学校の事務指導を徹底するとともに、教育事務所においては複数職員による審査・確認のチェック体制をなお一層徹底するなど、適正な事務執行に努めます。
宇都宮工業高等学校	平成24年2月9日	給与事務のうち、勤勉手当において、勤務期間を誤ったことから、支給不足となっているものが2件121,458円あった。	支給不足分については、例月支給分(2月分)にて追給処理を行いました。今後は、再発防止を図るため、事務担当者及び出納員が除算期間の確認及び審査を確実に実施し、適正な事務執行に努めます。
烏山高等学校	平成24年2月9日	給与事務のうち、期末手当について、特別休暇(出産)から育児休業となった職員の、基準日以前6ヶ月の期間において、育児休業期間の2分の1の期間を除算すべきところ、全期間を除算したことからの、支給不足となっているものが1件136,560円あった。	支給不足分については、速やかに追給処理を行いました。今後は再発防止を徹底するため、育児休業職員に係る給与支給事務において、事務担当者及び出納員が条例等を正しく理解し、期末手当の支給計算を正確に行い審査を確実に実施し、適正な事務執行に努めます。
盲学校	平成24年2月3日	収入・支出事務のうち、過年度における公共料金の自動口座振替に係る資金前渡の精算を怠っていたため、通帳に精算残金があった。また、これに伴う預金利子が生じていたが、調定をしていなかった。	精算残金については、県の歳入として事務処理しました。今後は、再発防止を徹底するため、公共料金の自動口座振替に係る支出事務において、事務担当者及び出納員等が精算事務を確実に実施及び審査し、適正な事務の執行に努めます。